

1. 本市の概要

(1) 地形・水系

本市は、北に富士山、東に箱根連山、南に田方平野を控えた箱根火山古期外輪山の西側に位置します。平野部は、火山山麓性扇状地、支谷下流三角州性埋積低地などに分類され、平坦地と丘陵地の境は火山灰やローム層の堆積による緩斜面地である箱根火山西麓平坦地となっており、丘陵地及び山地部の高地は、安山岩からなる中起状山地と小起状火山地となっております。

本市の湧水は、富士火山帯（三島溶岩流）や箱根西麓から流下し、末端にあたる本市の中心市街地や清水町柿田川の湧水となり、かねてより、量的にも質的にも他に例を見ない恵まれた地下水として知られていました。しかし、生活様式の変化に伴う水の需要量の増大、土地利用状況の変化などにより、湧水量が減少し始めています。

(2) 地質・土壌

本市の地質は、安山岩、ローム火山灰、火山砕屑物等で構成され、山地部の土壌は、黒ボク土、淡色黒ボク土で構成されています。

(3) 植生等

本市の植生は、大きくは常緑広葉樹林帯に属します。箱根西麓はスギ・ヒノキ等の植林地やクヌギ・コナラ等の二次林で構成されています。（第5章 p.79 参照）

また、楽寿園と三嶋大社の自然林、白滝公園の周辺樹林と水生植物なども見られます。

(4) 人口動向

国勢調査による本市の人口は、平成12年現在110,519人であり、平成7年～平成12年の5年間の増加率は約2.4%となっています。

地域別（旧市街地、北上、錦田、中郷）の人口増加率については、各地域とも2～4%程度で、それ程差異は見られません。（第5章 p.79 参照）

(5) 土地利用

土地利用の状況については、市域の62%が田畑や森林などの自然的土地利用となっており、そのうち約40%が箱根西麓の森林になっています。平成4年～平成9年の動向を比較すると、自然的土地利用の減少が見られます。（第5章 p.80 参照）

(6) 市街地開発状況

市街地開発の状況については、昭和初期に土地区画整理事業による三島駅周辺整備が実施されて以降、主に昭和40年代、昭和50年代に箱根西麓の丘陵地を中心に住宅系の大規模団地が開発されています。

二次林：森林が人間の手により伐採され、何らかの樹木を植えることなく、自然のまま放置された後に生じた森林を指します。

土地区画整理事業：事業地内の土地所有者等から、地価の上昇に見合った土地の一部を提供してもらい、道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することで居住環境を向上させるとともに、宅地の整形化により土地の有効利用を図る事業です。

2. 緑の状況

(1) 緑被の状況

本市の緑は年々減少しており、昭和53年～平成9年の20年間で、樹林地が約350ha、農耕地が約500ha減少し、都市計画区域内の緑被率は76.0%から63.6%と12.4ポイント減少しています。特に市街化区域では、26.5%から11.9%と14.6ポイント減少しており、市街地で大きく緑が減少しています。(第5章p.81参照)

(2) 施設緑地の状況

都市公園は、街区公園41ヶ所、近隣公園3ヶ所、総合公園1ヶ所、風致公園1ヶ所、墓園1ヶ所、緑地2ヶ所の計49ヶ所が整備されています。また、都市公園以外の公園として、主に市街化区域内を中心に78ヶ所の小公園、9ヶ所の緑地、1ヶ所の広場が整備されています。(第5章p.83-84参照) また1人当りの都市公園面積は、都市計画区域で3.24㎡、市街化区域で1.95㎡であり、都市計画区域内1人当りの都市公園面積については、県の4.76㎡、同じ東駿河湾広域都市計画区域である沼津市の5.53㎡と比較して低くなっています。

(第5章p.82参照)

公共施設緑地については、小・中学校等の教育施設、河川敷グラウンド、文教テニスコート等のスポーツ施設、東町広場等の広場があり、(第5章p.85～88参照) これらの公共施設緑地を加えた1人当りの都市公園等の面積は、都市計画区域内で14.96㎡、市街化区域内で10.22㎡です。

民間施設緑地としては、教育施設として、日本大学のキャンパス及びテニスコート、グラウンドがあります。また、寺社地も民間施設緑地として捉えられます。(第5章p.89～91参照)

1人当りの都市公園等面積

(平成12年現在)

	市街化区域	都市計画区域
区域面積(ha)	1,367	6,213
人口(人)	87,703	110,519
1人当り都市公園面積(㎡)	1.95	3.24
1人当り都市公園等面積(㎡)	10.22	14.96

都市公園等；都市公園と公共緑地(都市公園以外の公園・緑地・運動場・グラウンド・街路樹・公開されている教育施設等)

(3) 地域制緑地の状況

法や条例等により担保される地域制緑地としては、箱根西麓に自然公園法による国立公園(富士箱根伊豆国立公園)が100.00ha指定されているほか、保安林355.84ha、地域森林計画対象民有林2,504.98ha、農用地区域537.00haが指定されています。また、史跡や県・市指定天然記念物、市の保存樹などがあげられます。(第5章p.91・92参照)

都市計画区域：p.1参照

緑被率：市域における緑被地の割合です。緑被地とは樹林地、草地、農耕地、水辺地など植物の緑で被覆された土地の総称です。

市街化区域：都市計画区域のうち、土地の有効利用や道路、公園の整備を図る範囲を指します。

施設緑地：p.1参照

都市公園：p.3参照

地域制緑地：p.3参照

地域森林計画対象民有林：県知事が5年毎に策定する民有林の整備目標(10年間)に位置づけられるものを指します。

緑地現況のまとめ（総括表）

				都市計画区域			市街化区域			
				箇所	面積(ha)	(㎡/人)	箇所	面積(ha)	(㎡/人)	
施設緑地	都市公園	住区基幹公園	街区公園	41	12.05	1.09	30	6.04	0.69	
			近隣公園	3	8.70	0.79	2	3.07	0.35	
		都市基幹公園	総合公園	1	6.75	0.61	1	6.75	0.77	
			特殊公園	風致公園	1	6.50	0.59	-	-	-
		墓園		1	0.60	0.05	-	-	-	
		緑地	2	1.23	0.11	2	1.23	0.14		
	小計	49	35.83	3.24	35	17.09	1.95			
	公共緑地	都市公園以外の公園・緑地広場			88	10.30	0.93	85	6.95	0.79
		教育施設			37	58.71	5.31	22	29.22	3.33
		運動場・グラウンド等			14	33.90	3.07	5	15.60	1.78
		その他の緑地			156	17.24	1.56	112	11.99	1.37
		街路樹等			61	5.93	0.54	54	5.39	0.61
		水辺の緑地			7	3.39	0.31	7	3.39	0.39
	都市公園等計（ア）				412	165.30	14.96	320	89.63	10.22
民間施設緑地（イ）				-	59.07	5.34	-	37.14	4.23	
施設緑地計（（ア）+（イ））- A				412	224.37	20.30	-	126.77	14.45	
地域制緑地	法によるもの	自然公園		-	100.00	-	-	-	-	
		保安林		-	355.84	-	-	-	-	
		地域計画対象民有林		-	2,504.98	-	-	-	-	
		農用地区域		-	537.00	-	-	-	-	
	史跡等		7	24.47	-	4	11.80	-		
	天然記念物		7	-	-	3	-	-		
	保存樹		46	-	-	19	-	-		
	地域制緑地の重複		-	583.14	-	-	-	-		
地域制緑地計（重複除く）- B				61	2,939.15	-	-	11.80	-	
施設・地域制緑地間の重複 - C				-	22.80	-	-	11.80	-	
総計（A+B-C）				473	3,140.72	-	-	126.77	-	
人口		市街化区域内人口（人）		87,703						
		都市計画区域内人口（人）- D		110,519						
面積		市街化区域面積（ha）		1,367						
		都市計画区域面積（ha）		6,213						
緑地率		総計(A+B-C)/市街化区域面積（%）		9.3						
		総計(A+B-C)/都市計画区域面積（%）		50.6						
都市公園等の1人当り面積		都市公園面積 / D（㎡/人）		3.24						
		都市公園等面積 / D（㎡/人）		14.96						

○人口及び面積 平成12年国勢調査及び都市計画年報

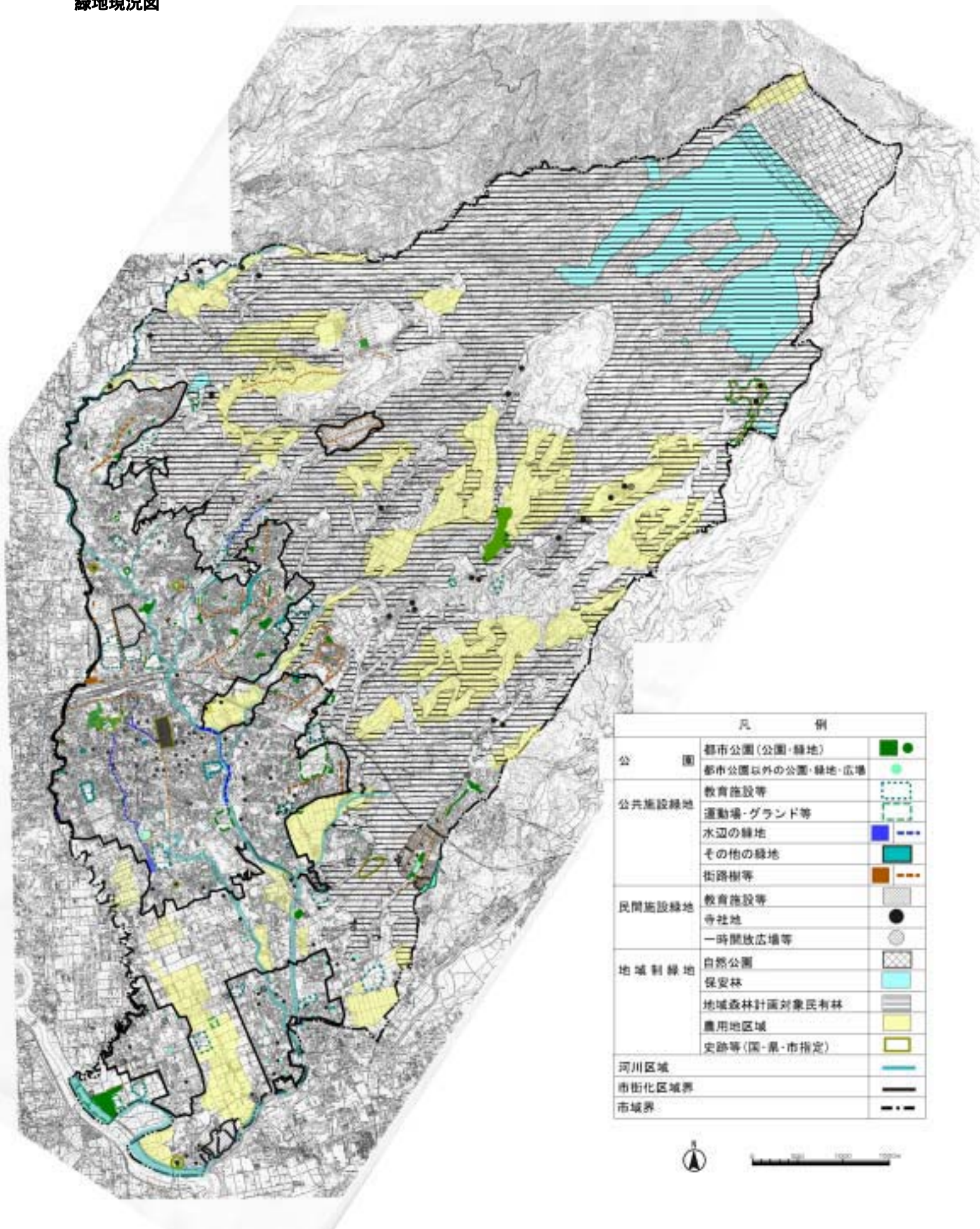
○都市公園 平成14年3月31日現在（水と緑の課資料他）

○公共施設緑地 「三島の現況」（平成11年12月）及び水と緑の課資料（平成14年3月31日現在）

○民間施設緑地 「三島の現況」（平成11年12月）及び水と緑の課資料（平成14年3月31日現在）

○地域制緑地 「平成9年度東駿河湾広域都市計画基礎調査」、「三島の現況」（平成11年12月）及び水と緑の課資料（平成14年3月31日現在）

緑地現況図



凡 例		
公 園	都市公園(公園・緑地)	
	都市公園以外の公園・緑地・広場	
公共施設緑地	教育施設等	
	運動場・グラウンド等	
	水辺の緑地	
	その他の緑地	
民間施設緑地	街路樹等	
	教育施設等	
	寺社地	
地域制緑地	一時開放広場等	
	自然公園	
	保安林	
	地域森林計画対象民有林	
	農用地区域	
史跡等(国・県・市指定)		
河川区域		
市街化区域界		
市域界		

